

ベッド貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、一時的な病気、けが等により、日常生活を送る上で支障のある方に和木町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）所有のベッドを貸与し、在宅福祉の向上に資することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 貸与対象者は、町内に在住するもので次の各号のいずれかに該当する者。

- (1) 在宅療養者で、介護保険の認定を受けておらず、疾病等により1人で寝起きすることが困難な者
- (2) 在宅療養者で、介護保険でのベッド貸与（福祉用具貸与）の給付を受けることができない者
- (3) 病院や施設等の入院、入所中に、一時的に帰宅するため、ベッドを必要とする者
- (4) その他、会長が特に必要と認めた場合

(貸与申請)

第3条 ベッドの貸与を希望する者は、貸与申請書（様式1号）を本会に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 本会は、貸与申請があった場合は、内容を審査し貸与の可否を速やかに決定するものとする。

(貸与条件)

第5条 本会は、貸与を許可する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 利用者の故意又は過失により破損したときは、利用者の責任においてその損害を賠償すること。
- (2) 貸与申請時における使用用途以外に使用しないこと。
- (3) ベッドを必要としなくなったときは、速やかに返却しなければならないこと。
- (4) 本会に無断で当事者以外の者に譲渡、交換、貸与又は担保に供してはならないこと。

(貸与期間)

第6条 貸与期間は、原則として6ヶ月以内とする。ただし、やむを得ない事情があるときは、申請により延長することができる。

2 貸与期間の計算は、貸与開始日から起算することとする。

(料金)

第7条 貸与を受ける者は、使用料として月額500円で計算した額をベッド返却時に本会に支払うものとする。

(貸与台帳の整備)

第8条 本会は、貸与の状況等を明確にするため、貸与台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に貸与を受けている者については、貸与期間の計算は平成19年4月1日から起算するが、使用料の計算は平成19年5月1日からとする。